

令和7年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年7月10日（木）

招 集 場 所 米子市役所旧庁舎603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 4番 岩佐清志委員 12番 宅野真二委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員
三島通政委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員
橋本愼一委員 田中英省委員 高濱健委員

事 務 局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について
- カ 第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- キ 第7号 会長職務代理者の選挙

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第4回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号1番の赤尾農業委員と議席番号2番の足立農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、岩佐農業委員と宅野農業委員です。

本日は、淀江町小波の産廃建設に係る審議がありますので、申請者 A 側から 4 名が参加されています。関係者の皆さんに同席いただきます関係で、審議の順番を変更いたしまして、まず、産廃建設に係る議案第 2 号から先に審議したいと思います。それでは、審議に入ります。

初めに、5 ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第 4 の 7 の（3）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6 ページ、番号 1 の淀江町小波について審議します。これは 16 ページ、議案第 4 号、番号 25 の第 5 条第 1 項の規定による許可申請の関連議案となりますので、続けて審議します。事務局から説明してください。

事務局（渡邊主事）

詳細は議案のとおりです。本申請地につきましては、申請者 B が一般廃棄物最終処分場の一時転用を申請し、埋立終了後は農地を換地して復元するという計画で許可を受けました。この度、一般廃棄物最終処分場の敷地内の一部に申請者 A が運営する産業廃棄物最終処分場が設置されることとなりました。

これに伴い、一般廃棄物最終処分場の排水路及び防災調整池を産業廃棄物最終処分場と共用すること、一廃処分場敷地のえん堤部分が産業廃棄物最終処分場との埋立部分と見た目上、重なること、申請者 A が一般廃棄物最終処分場の一部施設を共用するため事業者として参入すること、以上、三点の事業計画変更申請がございました。排水路及び防災調整池には変更後、浄化された浸出水、同じく浄化された生活雑排水、雨水の三種類の水を排水します。浸出水については浸出水処理施設で処理、施設の生活雑排水については合併浄化槽で処理、雨水について溜枳に流れ、3 種類の水はその後全て調整池を経由し農業用排水路へ流れる計画で問題ありません。土地改良区の同意、自治会同意、実行組合同意を確認しております。隣接農地はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号 1 の淀江町小波の変更申請について、担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

地元としては、特に問題はないと思っています。以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

何を変更しようとしたのかよくわかりません。現状から、何が変更されるのでしょうか。また、その変更するに至った理由は何でしょうか。

議長（角会長）

事務局から説明をお願いします。

事務局（古橋局長）

一般廃棄物最終処分場で使っていた雨水が流れる水路を、産業廃棄物処分場の雨水を流すときに一緒に使いたいという変更になります。産業廃棄物処分場に降る雨でゴミに触れていないきれいな雨水とゴミを通して染み出てくる浸出水を処理した水と管理事務所から出た生活雑排水を処理した水の3つを一緒に流すために水路を拡幅したいというものになります。そして、産業廃棄物処分場が隣接します。一般廃棄物最終処分場のゴミと産業廃棄物処分場のゴミは、シートを通して混ざることはありませんが、上から見ると重なるところがあります。地下深くには一般廃棄物、えん堤を介して産業廃棄物が被さっています。この変更を申請するにあたって、現在転用事業主

体は申請者 **B** ですが、一般廃棄物処分場の運営には関わりませんが、申請者 **A** が事業者として名前を連ねる形になります。

議長（角会長）

今の説明で皆さんわかりましたかでしょうか。他に質問はありませんでしょうか。

船越農業委員

2、3 質問があります。後追いで申請したのは用水路のこと以外にあるでしょうか。事業者の追加というのは、先ほど説明があったと思いますが、水路を共同で使うからという解釈であっていますか？赤いところが申請地ということだが、用水路だけ示せばよいと思うが、なぜ広い範囲で申請地が示されているのか教えてください。

事務局（古橋局長）

赤色の部分は、当初の一般廃棄物最終処分場の農地転用の申請部分です。今回変更になるのは共用部分となる紫部分です。共有するのは水路とえん堤部分です。最終的に、雨水は紫色の調整池に入っていきます。

船越農業委員

共用部分の管理主体はどちらでしょうか。

申請者 **A**

申請者 **B** と申請者 **A** が共同で管理していきます。

田中推進委員

図 2—2 の③に断面図がありますが、変更後は前に比べてどれくらい水量は増えるのでしょうか。縦横考えて 20 倍くらいの水量が流れたら一番下にある防災調整池の許容量を超えてしまう可能性があるのかについてお尋ねします。

申請者 **A**

断面の大きさは、実際これが満杯になるだけの水が流れるということではなく、50 年に 1 度の大雨に耐えられるような大きさの断面を設定しています。20 倍の水が流れるということではありません。水量が増えた場合ですが、現存の防災調整池の一部を改良、また下流の水路を拡幅し降った雨水と処理した浸出水が安全に下流に流れるように計画しています。

田中推進委員

計画変更の後に、現存の防災調整池の一部を改良、また下流の水路を拡幅することについてさらに詳しく伺いたいです。50 年に 1 度の大雨が降った際は、オーバーフローしてしまうということでしょうか。また、どれくらいの水量が流れることを想定しているのでしょうか。

中本農業委員

米子市の雨量計算が出ていますが、1 時間あたり 90～100 になっています。その計算根拠を教えてください。

申請者 A

防災調整池の下流についてですが、これから拡幅していく計画です。50年に1度の大雨が降っても溢れない大きさの水路を作りますので、溢れるというわけではありません。1秒間に9トンの水が流れても安全に流下できるような計画です。

田中推進委員

大量の水を流すときに、上から拡幅工事をしていくのではなく、下をまず拡幅するのが順序だと思います。下流で何か大きなことが起きないように配慮してもらえればと思います。

申請者 A

ご指摘ありがとうございます。工事については、防災調整池の下流側の水路を一番初めに拡幅工事をする予定にしております。

中本農業委員

確認ですが、1秒間に9トンの水が流れても耐えられるというのは、どのような計算から導き出したのでしょうか。

申請者 A

流量計算を基にしまして、50年に1度の大雨、1時間当たり150ミリ降ったときに、ここに集まる水が1秒間に9トンになると計算しています。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。変更に興議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、16ページ、議案第4号、番号25について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

25番について、同じ場所に関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、浸出水処理施設、管理事務所棟、計量棟、搬入道路を計画したものです。6月25日に木下農業委員と事務局2人の4人で現地確認を行いました。造成計画については最高280センチメートルの盛土造成を行います。被害防除措置として、種子散布等により法面保護を行います。雨水の排水について、溜樹後調整池を経由し農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽及び浸出水処理後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。一部を除く隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。淀江町土地改良区の意見書については申請中です。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地に該当します。この度の転用案件は、第1種農地の不許可の例外にあたる「市街地設置困難施設」の許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、事務局補足があればお願いします。

関本農業委員

その前に1ついいのでしょうか。土地改良区意見書は申請中なのに、申請していいのでしょうか。農地法は、土地改良区意見書を受理後、

この案件の申請を受理するという流れではないのでしょうか。申請中で受理した例などは過去にあるのでしょうか。

事務局（渡邊主事）

農振除外の時点で淀江町土地改良区からの意見書が出ていますので、見込みがあると判断しました。

関本農業委員

土地改良区はまだ決済金ももらっていないわけですね。今回の案件については申請中ということなら、手続きも終わっていないのに申請を受けたのでしょうか。農地法に、5条の申請については土地改良区の意見書が必要だと記載がありますので、業者は今日の総会に間に合うように意見書を出すものではないのでしょうか。除外申請の際は、何月に土地改良区の意見書を出したのでしょうか。

事務局（古橋局長）

農振除外の時の、産業廃棄物処分場を建設するときの意見書は3月に出ています。今回の申請の締め切りには間に合いませんでしたが、総会には間に合わせるようにと指導はしておりました。理事会において反対意見はなく、意見書の見込みが立った、と聞いています。県への意見具申までには間に合わせるように指導したいと思います。

関本農業委員

理事会の話が終わってから決済金を払い、その後意見書が出ます。6月12日に意見書の申請をしても、意見書発行に間に合わないと思います。意見書が揃うまで待てばよかったのではないのでしょうか。

議会（角会長）

このあたりで意見をまとめたいと思います。関本農業委員から、土地改良区の意見書が出ていないのは問題だという意見がありました。事務局は、土地改良区の意見書は出される見込みがあるということで今回議案を総会に出しています。理事会が最近あり、淀江土地改良区は賛成とのことでしたが、意見書はまだ届いてはいません。意見書は県への意見具申までには間に合うということですが、他の委員さんから何かありますでしょうか。

能登路農業委員

意見書が揃っていないのに総会に議案を出すこと自体は問題だと思うが、土地改良区が了承し、今意見書を作成中とのことだったら、意見書がないというだけで次の総会に回すのか、決を取るのがいいと思います。

議長（角会長）

ルールとしては関本農業委員が言う通りですが、すぐに意見書は出てくるということでこの場で採決していいのか、次回まで待つのか多数決を取りたいと思います。

関本農業委員

事務局は、意見書がないのになぜ受けたのでしょうか。

事務局（古橋局長）

以前も話しましたが、申請者が申請するという意思をもって提出されると、拒否はできません。提出書類について足りない場合は、総会

までに出してくださいと指導します。これが間に合わない場合は、足りないという前提での審議をします。今まででも多々ありました。必要書類の一部が揃っていないと、審議までに間に合わなければ書類が揃っていないということで否決されるかもしれませんよと伝えた上で申請するといわれたら受けなければなりません。事情を聴いて、審議までには間に合うということだったので進めました。

議長（角会長）

書類が揃っていないということで、次回まで持ち越すのか多数決を取りたいと思います。まずは今回審議をしたいという人の挙手を求めたいと思います。

全部資料が揃うまで審議できないという方は挙手をお願いします。

10人の挙手、過半数ですので、今回は採決しないこととします。

それでは申請者Aさんにはご退出をお願いします。ありがとうございました。

続いて議案第2号に戻りまして、7ページ、番号2の古豊千について審議します。事務局から説明してください。

事務局（渡邊主事）

事業計画変更2番について説明いたします。詳細は議案のとおりです。場所については画面をご覧ください。令和6年10月23日に一般住宅を目的とした農地転用許可が下りています。この度、地権者の所有する北側の土地の売買に伴う進入路の確保及び地権者の共有持分設定について打診を受け、申請者間による協議の結果、事業計画変更の申請に至りました。事業計画変更内容については、住宅敷地の一部を進入路に変更、転用目的を「一般住宅」から「一般住宅及び進入路」に変更、移転する権利の種類を所有権から共有持分に変更の以上3点の事業計画変更になります。転用面積、排水計画、被害防除計画に変更ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号2の古豊千について、担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

特段問題はないと認識しています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号9の石州府から、番号12の淀江町平岡について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号9の石州府の議案について説明いたします。石州府の申請地は畑3筆の4, 345平方メートルの農地を売買されるものです。

番号10の日下の議案について説明いたします。日下の申請地は田6筆の9, 051平方メートルの農地を売買されるものです。

番号11の尾高の議案について説明いたします。尾高の申請地は畑1筆の118平方メートルの農地を売買されるものです。

番号12の淀江町平岡の議案について説明いたします。平岡の申請地は畑2筆の1, 167平方メートルの農地を贈与されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号 9 の石州府と番号 1 0 の日下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

番号 9 と 1 0 は譲渡人が同一であるため、一括して説明します。譲渡人は長年に渡りりんごや野菜、水稻を栽培していましたが高齢になり、後継者がいないため数年前から譲受人を探し、今般 2 名候補者を見つけました。1 人は果樹や野菜を栽培しており、引き続き果樹や野菜を栽培する計画です。もう 1 人は市外在住ですが、野菜やゴマを栽培する担い手農家で今般規模を拡大し水稻を栽培する計画です。6 月 2 4 日に現地調査をしました。全体的にきちんと耕作されており問題がないように思えたので、許可に問題ないと思います。

議長（角会長）

番号 1 1 の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

木下農業委員

6 月 2 5 日に尾坂推進委員と 2 人で現地調査をしました。現在大きな木が 2 本ありますが、それは近いうちに切り、開墾するということでした。畑をしたいが持っていないため、今回の売買に至ったということです。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号 1 2 の淀江町平岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

7 月 7 日に中本農業委員と 2 人で現地調査をしました。長年放置されていた畑地で、雑木が生えて畑として再生することは困難な場所かな、と思っていました。現地に行ってみると、雑木はすべて切りショベルカーで根も掘り起こし、畑地としての再生が進んでいるところでした。すでに植え付けなどもされていました。譲受人と譲渡人と関係ですが、祖父の時代から懇意にしているご近所さんで、相続した譲渡人が市外におり管理ができないということで、譲受人に贈与したいということです。集落に隣接した畑地ですし、今後は使い便利の良い畑地になると思います。長年放置された遊休農地が使われるようになるということで、問題なく進んでいくのではないかと思いますので許可の方よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号 9 の石州府から、番号 1 2 の淀江町平岡について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、8 ページ、議案第 3 号をお願いします。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第 7 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、9 ページ、番号 4 の大崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

4 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は農業用倉庫・車庫を計画したものです。6 月 2 6 日に角農業委員と 2 人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高 1 0 センチメートルの盛土を行い、擁壁などは設置せず現況のまま利用いたします。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、会所桝後雨水排水の溜桝を経由し道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、農用地区域内農地です。6 月 2 5 日に用途変更を行い指定された用途（農業用倉庫・車庫）での許可が可能となっております。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、1 0 ページ、議案第 4 号をお願いします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する、第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、1 1 ページ、番号 1 8 の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

1 8 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、農家住宅を計画したものです。6 月 2 5 日に岩佐委員と事務局の 3 人で現地確認を行いました。造成計画については最高 9 1 センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを行います。雨水の排水について、自然流下及び既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施

設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号19の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

19番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月1日に矢倉推進委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず利用いたします。現在ある父親名義の住宅を取り壊し建て替えをいたします。雨水の排水について、自然流下後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、浄化槽後農業用水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１２ページ番号２０の河崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄推進委員

２０番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。７月１日に泉農業委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高２０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については既存のコンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、３００メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１２ページ番号２１の河崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

２１番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。７月１日に大縄推進委員と２人で現地確認を行いました。造成計画については最高１０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロック３段積を設置いたします。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。

汚水の排水について、合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ番号22の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

22番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。7月1日に大縄推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水については既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水については公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ、番号23の尾高について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

23番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び駐車場を計画したものです。6月26日に尾坂推進委員と事務局が現地確認を行いました。造成計画については現状のまま利用します。雨水の排水について、溜樹後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。現状は雑種地になり荒れていますが、購入者が砂利を敷くなどきちんと進入路の整備を確認しています。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

上と下にまたがって家を作ろうとするところにあぜ道がありますが、そこはどうするのでしょうか。

中本農業委員

赤線に砕石を敷いて進入路にします。

関本農業委員

そのあぜ道部分については、用途変更の申請が必要ではないでしょうか。

事務局（渡邊主事）

用途変更については、建設企画課から見込みが出ています。

関本農業委員

道を付け替えることについて米子市と話はできているのでしょうか。また、その道を作ることについて地権者や利害関係者から同意は取ったのでしょうか。

中本農業委員

建設企画課からの了解は取っています。

関本農業委員

ここを農地転用してもいいよという同意書は確かにありますが、新しい道を作ることの同意書は出ていません。米子市が事前協議で、この道に対しては、新しい道を作りなさい、こういう道でいいのか、地元と協議しなさいという回答書が出ています。その回答書の内容

に基づいてどこまで進んでいるのかを確認したいです。また、あぜ道をどこか他に作れなかったとき、この申請はどうなるのでしょうか。

事務局（渡邊主事）

地元との協議は、同意に向けて現在進行中とのことですが。

関本農業委員

工事期間は建築許可日から1年間とのことですが、根拠は何でしょうか。

事務局（渡邊主事）

申請者の意向です。

中本農業委員

確認ですが、この同意書を書いてもらうときは、道の付け替えに関しても説明した上で書いてもらっていますよね。

事務局（渡邊主事）

用途変更に関する利害関係者については、もちろん変更することについて十分説明した上でもらうものになっています。

中本農業委員

行政書士もそのようなことを言っていました。

関本農業委員

あぜ道を付け替えることがうまくいかなかったら、この転用はどうなるのでしょうか。

事務局（古橋局長）

申請内容と異なり、あぜ道が残ってしまうと家を建てることができないため、取下げ願いを出してもらうことになります。

中本農業委員

許可申請通りに建物が建ったかどうかについて事務局が確認し、報告してもらえますでしょうか。

事務局（古橋局長）

今回の件については、事前協議通り赤線の付け替えができたかについては、確認し総会で報告します。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号２４の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

２４番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、自動車整備工場車両運搬物流基地を計画したものです。６月２５日に木下農業委員と事務局２人の４人で現地確認を行いました。造成計画については最高１４４センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ最高２３０センチメートルのＬ型擁壁及び１２０センチメートルの防護柵を設置します。雨水の排水について、油分分離槽を経由し調整池後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、油分分離槽を経由し公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね１０ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地で、第１種農地に該当します。第１種農地ですが、この度の物流倉庫の転用は第一種農地の不許可の例外にあたる「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」の許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

事務局から補足説明があればお願いします。

事務局（渡邊主事）

同意状況について補足で説明します。隣接耕作者の同意、周辺市道の利用等に関する覚書、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区による施設使用申請書による承認、及び施設使用契約書及び意見書を事務局で確認しています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

高橋農業委員

第1種農地の転用の例外規定を根拠にしていますが、「申請に関わる農地に農業用施設や作付け用の加工施設、作付け販売施設などの農業に関連する施設を設置することに伴ってその地域の農業振興をはかり、それに伴って農業従事者の雇用機会の増大をする施設」という文脈で理解しています。今回は自動車整備工場を設置するもので、そこに農業従事者を雇用するといっても例外規定の根拠にするのは拡大解釈なのではないかと思います。この規定が通るとなると、あらゆる第1種農地に施設を建築してそこで農業従事者を雇用すればすべて第1種農地を転用できるということになりかねないと思います。第1種農地は守るべき農地だと農地法は規定しているわけで、例外規定を使う場合には厳密な解釈をしないといけないと思います。他の例外規定を適用するのであれば納得できますが、今回使っている例外規定は難しいと思います。

事務局（妹尾係長）

1種の例外規定の農業者雇用は、他に別規定がありまして、事業者と行政が協定を結んでそれを毎年確認するという事で許可が下りるという、例外中の例外の規定になります。

高橋農業委員

具体的に、従業員が何名で地元から農業従事者を何名ぐらい採用する予定でしょうか。

事務局（妹尾係長）

事業者と米子市が結んでいる協定書内では、人数は確認できておりません。ただ、毎年3割を超えているかどうかについて農林課が確認する、というのは確認しています。

高橋農業委員

3割以上の雇用があることは米子市が確認するのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

はい、確認します。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、17ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、18ページ、番号7-1から、24ページ、番号7-25までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案 17 ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。19 ページ番号 7-6 と 20 ページ番号 7-9 及び 7-13 は、新規就農者の方です。それ以外の 18 ページ番号 7-1 から 24 ページ番号 7-25 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、まず、18 ページ、番号 7-1 から、21 ページ、番号 7-21 までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号 7-22 について採決したいと思います。これについては、関係者の泉農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号 7-23 について採決したいと思います。これについては、関係者の関本農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、22 ページ、番号 7-24 について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号 7-25 について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、27 ページ、番号 7-1 について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案 2 7 ページ売買関係について説明いたします。番号 7－1 は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしく願います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、番号 7－1 について採決したいと思います。これについては、関係者の中本農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、30 ページ、議案第 6 号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第 40 条の 7 第 2 項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。31 ページについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（渡邊主事）

申請者は市外の方で、農地計 6 筆 4,934 平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。巖地区の能登路農業委員、宅野農業委員、福田推進委員に立ち会っていただき、現地確認をいたしましたところ、適正に耕作、管理されておられました。ご審議よろしく願います。

議長（角会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

そうしますと、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

続きまして、３２ページ、議案第７号、会長職務代理者の選挙を行います、その前に報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

３４ページの農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、３件を受理しています。

３５ページの農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、３件を受理しています。

３６ページから３７ページの農地法第１８条第６項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、４件を受理しています。

次に、３８ページの非農地現況証明について、４件を証明しています。

次に、３９ページから４２ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、４件を回答しています。

次に、４３ページの農地転用現況確認書の交付について３件を交付しています。

最後に、４４ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、３件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

続きまして、議案第７号、会長職務代理者の選挙を行います。会長職務代理者の任期は７月１９日までとなっています。７月２０日以降、１年間の任期での会長職務代理者の選挙を行います。

（会長職務代理者の選考）

選挙の結果を報告します。中本農業委員が会長職務代理者に当選されました。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

（運営特別部会の報告）

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（連絡事項）

議長（角会長）

これを持ちまして、第４回農業委員会総会を終了します。

閉　　　　会　　　午後４時３０分